

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（注）令和三年三月三十一日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前
<p>（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。</p> <p>「一〇六 略」</p> <p>七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）</p> <p>イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）</p> <p>(1) リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法</p> <p>(2) トレーディング・デスク（バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門については、トレーディング</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇六 同上」</p> <p>七 「同上」</p> <p>イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要</p>

グ・デスクとみなす。(3)において同じ。)の構造

(3) トレーディング・デスクが保有する商品の種類(内部モデル方式又は標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出する場合に限る。)

(4) 低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法

(5) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続

(6) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替え状況及び振替えた場合はその理由

ロ 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容

ハ 期待シヨートフォール・モデルに関する次に掲げる事項(内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。)

(1) 適用する場合は、その範囲(トレーディング・デスクの概要、取引活動、商品及びリスク・ファクターを含む。)

(2) バック・テストイング又は損益要因分析テストの結果により適用しないこととなった場合は、その範囲(トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。)、当該テストの結果の概要及び代替手法

(3) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法(ストレス・テストを含む。)

(4) 概要(計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測

ロ 内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲

「号の細分を加える。」

期間及びデータの重付を含む。)

(5) 使用するデータの更新頻度

(6) 重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要(モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。)

ニ|| モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法(内部モデル方式を用いる場合に限る。)

ホ|| D R Cモデルに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を用いる場合に限る。)

(1) 適用する場合は、その範囲(トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。)

(2) 概要(計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、 $\rho$ の前提及びエクスポージャーのネットイングの方法を含む。)

(3) 自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法(自己資本比率告示第二百七十七条第三項各号に掲げる要件を含む。)

ヘ|| モデル検証部署による内部モデル方式の設計、運用に係る検証、一般的な手法(ストレス・テスト、感応度分析及びシナリオ分析を含む。)及び各種の前提及び評価の方法(内部モデル方式を用いる場合に限る。)

「八・九 略」

十 金利リスク(マーケット・リスク相当額の算出の対象となっていないものを除く。別紙様式第二号第二十六面、別紙

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「八・九 同上」

十 金利リスク(マーケット・リスク相当額の算出の対象となっていないものを除く。第十條第四項第一号ニ(1)、第十二

様式第四号第二十一面及び別紙様式第十一号の三第一面から第四面までを除き、以下同じ。) に関する次に掲げる事項

〔十一・十二 略〕

4  
〔略〕

(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)

第十条 〔略〕

2  
〔略〕

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇六 略〕

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(自己資本比率告示第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。)

イ 风险管理の方針、手続及び体制の概要(次に掲げる事項を含む。)

(1) リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法

(2) トレーディング・デスク(バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門については、トレーディング・デスクとみなす。(3)において同じ。)の構造

(3) トレーディング・デスクが保有する商品の種類(内部モデル方式又は標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出する場合に限る。)

(4) 低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法

条第四項第二号二(1)及び第十五条第四項第二号二(1)並びに別紙様式第二号第二十六面及び別紙様式第四号第二十一面を除き、以下同じ。) に関する次に掲げる事項

〔十一・十二 同上〕

4  
〔同上〕

(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)

第十条 〔同上〕

2  
〔同上〕

3  
〔同上〕

〔一〇六 同上〕

七  
〔同上〕

イ 风险管理の方針及び手続の概要

- 
- ロ
- (5) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続
- (6) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替え状況及び振替えた場合はその理由
- 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容
- ハ
- 期待シヨートフォール・モデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。）
- (1) 適用する場合は、その範囲（トレーディング・デスクの概要、取引活動、商品及びリスク・ファクターを含む。）
- (2) バック・テストイング又は損益要因分析テストの結果により適用しないこととなった場合は、その範囲（トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。）、当該テストの結果の概要及び代替手法
- (3) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（ストレス・テストを含む。）
- (4) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及びデータの重付を含む。）
- (5) 使用するデータの更新頻度
- (6) 重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要（モデル化可能なリスク・ファクター及び
- 

- ロ
- マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）
- ハ
- 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法
-

低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。)

ニ|| モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

ホ|| DRCモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

(1) 適用する場合は、その範囲（トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。）

(2) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、PDの前提及びエクスポージャーのネットイングの方法を含む。）

(3) 自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（自己資本比率告示第二百七十七条第三項各号に掲げる要件を含む。）

ヘ|| モデル検証部署による内部モデル方式の設計、運用に係る検証、一般的な手法（ストレステスト、感応度分析及びシナリオ分析を含む。）及び各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

「号の細分を削る。」

「八〇十 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ〇ハ 略」

ニ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

ニ|| 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テストイング及びストレステストの説明

ホ|| 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ヘ|| 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ト|| マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

「八〇十 同上」

4 「同上」

一 「同上」

「イ〇ハ 同上」

ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこ

(1) マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額

(i) 簡易的方式

(ii) 標準的方式

(iii) 内部モデル方式

(2) 勘定間の振替分に係る所要自己資本の額（当該振替がある場合に限る。）

〔ホ・ヘ 略〕

〔二〇四 略〕

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔一〇六 略〕

〔削る。〕

(7) 〔略〕

(9) 〔略〕

ニ 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔一〇二 略〕

〔削る。〕

のうち銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額

(1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリごとに開示することを要する。）

(2) 内部モデル方式

〔ホ・ヘ 同上〕

〔二〇四 同上〕

五 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

〔一〇六 同上〕

(7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切な

スクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(8) 〔同上〕

(10) 〔同上〕

ニ 〔同上〕

〔一〇二 同上〕

(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切

六 マーケット・リスクに関する事項  
(3) 「略」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

5 「七〇九 略」  
6 第四項第六号に掲げる事項は、別紙様式第十一号の三により作成するものとする。

(単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第十一条 前条(第三項を除く。)の規定は、規則第十九条の二第二項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国内基準行の直近の二中間事業年度に係るものに限る。)について準用する。この場合に

なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳  
(4) 「同上」

六 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を使用する場合に限る。)

イ 期末のバリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ロ 期末のストレステスト・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレステスト・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

ニ バック・テストイングの結果及び損益の実績値がバリュエーション・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明

5 「七〇九 同上」  
「項を加える。」

(単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第十一条 前条(第三項を除く。)の規定は、規則第十九条の二第二項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国内基準行の直近の二中間事業年度に係るものに限る。)について準用する。この場合に



において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項の定量的な」と、同項第一号へ中「をいう。第十四条第一項第三号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第三号イ中「基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自行推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）」とあるのは「基礎的内部格付手法」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と、同条第六項中「別紙様式第十一号の三」とあるのは、「第十一条の規定により読み替えて準用する第十一号の三」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）

第十二条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一七 略」

八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項の定量的な」と、同項第一号へ中「をいう。第十四条第一項第三号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第三号イ中「基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自行推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）」とあるのは「基礎的内部格付手法」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）

第十二条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一七 同上」

八 「同上」

イ|| リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）

(1) リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法

(2) トレーディング・デスク（バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門については、トレーディング・デスクとみなす。（3）において同じ。）の構造

(3) トレーディング・デスクが保有する商品の種類（内部モデル方式又は標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出する場合に限る。）

(4) 低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法

(5) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続

(6) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替え状況及び振替えた場合はその理由

ロ|| 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容

ハ|| 期待シヨートフォール・モデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。）

(1) 適用する場合は、その範囲（トレーディング・デスクの概要、取引活動、商品及びリスク・ファクターを含む。）

(2) バック・テストニング又は損益要因分析テストの結果

イ|| リスク管理の方針及び手続の概要

ロ|| マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）

ハ|| 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法

果により適用しないこととなった場合は、その範囲（トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。）、当該テストの結果の概要及び代替手法

(3) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及びデータの重付を含む。）

(4) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（ストレス・テストを含む。）

(5) 使用するデータの更新頻度

(6) 重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要（モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。）

ニ 内部モデル方式を用いる場合に、自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

ホ DRCモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

(1) 適用する場合は、その範囲（トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。）

(2) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、 $\rho$ の前提及びエクスポージャーのネットイングの方法を含む。）

(3) 自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（自己資本比率告示第二

ニ 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テストイング及びストレステストの説明

ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

百七十七条第三項各号に掲げる要件を含む。)

ヘ) モデル検証部署による内部モデル方式の設計、運用に係る検証、一般的な手法(ストレス・テスト、感応度分析及びシナリオ分析を含む。)及び各種の前提及び評価の方法(内部モデル方式を用いる場合に限る。)

「号の細分を削る。」

「九〇十一 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ〇ハ 略」

ニ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

(1) マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額

(i) 簡易的方式

(ii) 標準的方式

(iii) 内部モデル方式

(2) 勘定間の振替分に係る所要自己資本の額(当該振替がある場合に限る。)

「ホ・ヘ 略」

「三〇五 略」

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット

ヘ) 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ト) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

「九〇十一 同上」

「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ〇ハ 同上」

ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額

(1) 標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリごとに開示することを要する。)

(2) 内部モデル方式

「ホ・ヘ 同上」

「三〇五 同上」

六 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 「同上」

ト・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージ  
ヤーに関する次に掲げる事項

〔1〕(6) 略

〔削る。〕

〔7〕(9) 略

ニ 連結グループが投資家である場合におけるマーケット

ト・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポー  
ジヤーに関する次に掲げる事項

〔1〕(2) 略

〔削る。〕

〔3〕 略

七 マーケット・リスクに関する事項

〔号の細分を削る。〕

〔号の細分を削る。〕

〔号の細分を削る。〕

〔号の細分を削る。〕

〔1〕(6) 同上

〔7〕 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポ  
ージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリ  
スクの種類別の所要自己資本の額の内訳

〔8〕(10) 同上

ニ 〔同上〕

〔1〕(2) 同上

〔3〕 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エク  
スポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切  
なりリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

〔4〕 〔同上〕

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデ  
ル方式を使用する場合に限る。）

イ 期末のバリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間  
におけるバリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最  
低の値

ロ 期末のストレステス・バリュエーション・アット・リスクの値並び  
に開示期間におけるストレステス・バリュエーション・アット・リス  
クの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己  
資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括  
的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

ニ バック・テストの結果及び損益の実績値がバリ

「八〇十 略」

5 「略」

6 第四項第七号に掲げる事項は、別紙様式第十一号の三により作成するものとする。

（連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項）

第十三条 前条（第三項を除く。）の規定は、規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十三条の規定により読み替えて準用する第十二条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十三条の規定により読み替えて準用する第十二条第一項の定量的な」と、同項第二号へ中「をいう。第十四条第二項第三号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と、同条第六項中「別紙様式第十一号の三」とあるのは、「第十三条の規定により読み替えて準用する第十一号の三」と読み替えるものとする。

ユー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明

「八〇十 同上」

5 「同上」

「項を加える。」

（連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項）

第十三条 前条（第三項を除く。）の規定は、規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十三条の規定により読み替えて準用する第十二条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十三条の規定により読み替えて準用する第十二条第一項の定量的な」と、同項第二号へ中「をいう。第十四条第二項第三号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第十五条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇七 略」

八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(持株自己

資本比率告示第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。)

イ 风险管理の方針、手続及び体制の概要(次に掲げる事項を含む。)

(1) リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法

(2) トレーディング・デスク(バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門については、トレーディング・

デスクとみなす。(3)において同じ。)の構造

(3) トレーディング・デスクが保有する商品の種類(内部モデル方式又は標準的方式を用いてマーケット・リス

ク相当額を算出する場合に限る。)

(4) 低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法

(5) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続

(6) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替え状況及び振替えた場合はその理由

ロ 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第十五条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇七 同上」

八 「同上」

イ 风险管理の方針及び手続の概要

ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称(複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の

ハ 期待シヨートフォール・モデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。）

(1) 適用する場合はその範囲（トレーディング・デスクの概要、取引活動、商品及びリスク・ファクターを含む。）

(2) バック・テストイング又は損益要因分析テストの結果により適用しないこととなった場合は、その範囲（トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。）、当該テストの結果の概要及び代替手法

(3) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（ストレス・テストを含む。）

(4) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及びデータの重付を含む。）

(5) 使用するデータの更新頻度

(6) 重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要（モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。）

ニ モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）

ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法

ニ 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テストイング及びストレステストの説明



ホ DRCモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

(1) 適用する場合は、その範囲（トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。）

(2) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、PDの前提及びエクスポージャーのネットイングの方法を含む。）

(3) 自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（持株自己資本比率告示第二百五十五条第三項各号に掲げる要件を含む。）

ヘ モデル検証部署による内部モデル方式の設計、運用に係る検証、一般的な手法（ストレステスト、感応度分析及びシナリオ分析を含む。）及び各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）  
「号の細分を削る。」

4 「九〇十一 略」

第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ〜ハ 略」

ニ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

(1) マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる方式  
「イ〜ハ 略」

ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ト マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法  
「九〇十一 同上」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ〜ハ 同上」

ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる方式  
「イ〜ハ 略」

(1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリごとに開示することを要する。）

- (i) 簡易的方式
- (ii) 標準的方式
- (iii) 内部モデル方式
- (2) 勘定間の振替分に係る所要自己資本の額（当該振替がある場合に限る。）
- 「ホ・ヘ 略」
- 「三〇五 略」
- 六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- 「イ・ロ 略」
- ハ 持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- 「(1)〜(6) 略」
- 「削る。」
- 七 マーケット・リスクに関する事項
- 「(7)〜(9) 略」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」

- (2) 内部モデル方式
- 「ホ・ヘ 同上」
- 「三〇五 同上」
- 六 「同上」
- 「イ・ロ 同上」
- ハ 「同上」
- 「(1)〜(6) 同上」
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- 「(8)〜(10) 同上」
- 七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）
- 「イ」 期末のバリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値
- 「ロ」 期末のストレステスト・バリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレステスト・バリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値
- 「ハ」 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括

「号の細分を削る。」

「八〇十 略」

5 「略」

6 第四項第七号に掲げる事項は、別紙様式第十一号の三により作成するものとする。

（銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項）

第十六条 前条（第三項を除く。）の規定は、規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十六条の規定により読み替えて準用する第十五条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十六条の規定により読み替えて準用する第十五条第一項の定量的な」と、同項第二号へ中「をいう。第十七条第一項第三号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と、同条第六項中「別紙様式第十一号の三」とあるのは、「第十五条の規定により読み替えて準用する第十

的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額  
ニ バック・テストイングの結果及び損益の実績値がバリエー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合  
についての説明

「八〇十 同上」

5 「同上」

「項を加える。」

（銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項）

第十六条 前条（第三項を除く。）の規定は、規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十六条の規定により読み替えて準用する第十五条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十六条の規定により読み替えて準用する第十五条第一項の定量的な」と、同項第二号へ中「をいう。第十七条第一項第三号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

---

「一  
号の三」  
と読み替えるものとする。

---